

北海道功労賞表彰基準

平成10年4月 1日 決定
平成11年6月15日 一部改正
平成13年4月 1日 一部改正
平成13年6月 6日 一部改正
平成29年3月30日 一部改正

1 趣旨

この基準は、北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号。以下「規則」という。）第3条に規定する北海道功労賞の具体的基準を定めることを目的とする。

2 表彰の対象

表彰の対象は、規則第3条及び北海道表彰事務取扱要領第2によるほか、次に定めるところによる。

(1) 個人の場合

ア 年齢はおおむね70歳以上とする。

イ 表彰する年の1月1日現在本道に在住するもの、又はおおむね10年以上本道に在住したことのあるもの

(2) 団体の場合

表彰する年の1月1日現在本道に主たる事務所を有するもの、又はおおむね10年以上本道に主たる事務所を有したことののあるもの

3 表彰要件

本道の経済、社会、文化等の発展に貢献し、国の叙勲や各種表彰を受けるなど、その功労が特に顕著なものに対し、北海道功労賞又は北海道功労賞特別賞を贈呈する。

4 北海道功労賞

次の各号のいずれかに該当するものに贈呈する。

- (1) 教育の振興に貢献したもの
- (2) 文化又はスポーツの振興に貢献したもの
- (3) 環境の保全に貢献したもの
- (4) 道民生活の向上に貢献したもの
- (5) 社会福祉の推進に貢献したもの
- (6) 保健医療又は公衆衛生の向上に貢献したもの
- (7) 経済及び産業の振興に貢献したもの
- (8) 学術又は科学技術の振興に貢献したもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本道の発展に貢献し、表彰するに値すると認められるもの

5 北海道功労賞特別賞

次の各号に該当するものには、北海道功労賞と同等のものとして、功労賞特別賞を贈呈する。

- (1) 上記2に該当しない場合であっても、本道の発展に多大の貢献をし、その功績が特に顕著であり、表彰するに値すると認められるもの
- (2) 上記2及び4に該当するが、北海道功労賞の沿革や性格等に鑑み、特別賞の贈呈が相応しいと認められるもの